

前橋市薬剤師連盟会則

第1章 総則

(目的)

第1条 前橋市薬剤師連盟（以下、「本連盟」という。）は、会員相互の協力により目的を達成すること、その他薬事・薬業の振興に必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 本連盟は事務所を前橋市におく。

2 本連盟事務所に事務局職員若干名をおく。

(事業)

第3条 本連盟は目的を達成するため次の事業を行う。

- ①地方公共団体、関係団体及び関係者との折衝
- ②公職選挙法にもとづく候補者の推薦又は支持
- ③地域住民などに対する広報宣伝
- ④会員に対する情報の提供
- ⑤その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本連盟は、前橋市薬剤師会の会員の中で、第1条の目的に賛同するものを会員とする。

2 本連盟の目的に賛同する薬剤師会会員以外の薬剤師及び薬事・薬業に携わるもので本連盟が承認したものであれば薬剤師以外であっても会員となることができる。

第3章 役員

(役員)

第5条 本連盟に次の役員をおく。

| | |
|-------|-------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名以内 |
| 幹 事 長 | 1名 |
| 副幹事長 | 1名 |
| 総 務 | 15名以内 |

監 事 2名以内

(役員職務)

第6条 会長は本連盟を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し会務を分掌する。

3 幹事長は会長を補佐し会務を執行する。

4 副幹事長は幹事長を補佐し会務を分掌する。

6 副会長は会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。

7 監事は本連盟の会務及び会計を監査する。

8 監事は総会に出席して意見を述べることができる。

(役員選任)

第7条 会長及び監事は、総会の議決において選任する。

2 副会長及び正副幹事長並びに総務は、会長が会員の中から指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、中途就任者の任期は会長の残任期間とする。

第4章 総会

(総会)

第9条 総会は会員をもって構成する。

2 会員の互選により議長を選任する。

3 総会は定時総会及び臨時総会とする。

4 定時総会は毎年1回、臨時総会は必要があると認めるとき、会長が召集する。

第10条 総会においては次の事項を承認又は議決するものとする。

①会務及び事業並びに会計に関する報告の承認

②事業計画及び予算の決定

③会則改廃の決定

④その他重要な事項の決定

第11条 総会の招集は開会の7日前までに、会長が目的とする事項及び日時場所を告知して行う。ただし、会長が必要とする場合はこの限りではない。

第12条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、承認及び議決は出席者

の過半数をもって決するものとする。

第5章 紀律委員会

(紀律委員会)

第13条 本連盟の紀律を維持し、かつ本連盟を振興させるため、本連盟に紀律委員会を置くことができる。

- 2 紀律委員会は、本連盟の紀律保持及び会員の賞罰に関して審査を行う。
- 3 紀律委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

第6章 会計及び予算

(会計及び予算)

第14条 本連盟の経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入金をもって充当する。

- 2 会費に関し必要な事項は別に定める。
- 3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までの間とする。

第7章 雑則

(改正)

第15条 本会則(規約)の改正は、総会の議決を経なければならない。